

○議長（明和善一郎君） 1番 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） まず私から、質問に入る前に、去る4月14日に発生した熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初の質問は、不審者対策についてお聞きします。

去る5月25日の午後6時30分ごろに、村内を歩いていた女子児童に不審者が「何年生？」などと声をかける事案が発生しました。ひたたくりや電車内での不法行為、声かけなど、不審者と言っても多岐にわたりますが、その情報をいち早く住民に伝え対策をとることは大変重要なことです。

今回の事案については、学校から保護者にメールや文書で情報を発信し共有するシステムが実施され、また、不審者に対する子どもたちの防犯対策は、地域の皆様のご協力、ご尽力により子どもたちの見守りを行っていただいておりますが、今回のような事態が発生した場合、地域の皆様と情報を共有しながら、連携を密にして防犯対策を講じる必要があります。

不審者対策で有効なのは、やはり地域の目であります。不審者情報が役場に寄せられた場合、保育園、小中学校やPTA、各自治会などどのように情報を共有し、これまでどのような対策をとってきたのか、またさらにどのような対策を行っていくべきなのか見解をお聞きします。

次は、ゾーン30の推進についてであります。

全国で通学道路での事故や集団登下校中の事故、また住宅地での高齢者が事故に巻き込まれる事案が相次いでいます。村内でも定期的に道路の安全点検や交通安全の啓発活動を行うなど、さまざまな対策を講じていることと思います。その中でも、生活道路の安全対策の一つとして全国的に導入されているのが、ゾーン30です。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策です。

村内の現状としては、住宅地や通学路の生活道路には事故抑止のための速度規制、最高速度30キロメートル毎時の速度規制であります。これがほとんど設定されておら

ず、スピードを出して宅地内を通り抜けていく車両がいるとも聞いております。

生活道路の安全対策として、学校周辺や住宅地を中心に対策をとるべき箇所があるのではないのでしょうか。

また、新しい保育園や子育て支援住宅の建設なども予定されていることから、警察と連携して整備を行っていくべきではないかと思います。

現在、富山県内のゾーン30に指定されている箇所は9カ所あり、自己抑止に効果があるとして、今後新たに5カ所が指定される予定と聞いております。

さらに、ゾーン30の整備事業に関しては、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則第1条第1号から第3号までに規定する道路として指定された道路において整備が実施された場合、その費用は国庫補助の対象となります。

そこで、1、ゾーン30の推進に対する見解、2、ゾーン30の整備に対する国庫補助について、3、ゾーン30の推進・整備に関する問題点等について、以上3点についてお聞きします。

○議長（明和善一郎君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 1番田村議員さんのご質問にお答えします。

村長さんはじめ議員の皆様が常日ごろから強調しておられますように、子どもは村の宝です。この子どもたちを守る、学校を守ることは、我々の、教育委員会の第一義的な使命であり、そのための施策を緩むことなく実践しているところであります。

平成13年に大阪教育大学附属小学校で発生した衝撃的な事件は忘れることのできない悲惨なもので、学校の防犯対策の重要性が再認識されました。

小学校及び中学校では、年間の教育計画で学校安全計画を立てて、交通安全指導や不審者対応、火災などに対する避難訓練などを定期的に行うことが義務づけられており、これがその教育計画であります。安全計画については、10ページほど使って記載されております。

これにのっとなって、学校の安全管理を推進するためにさまざまな取り組みを行っています。教職員の防犯に対する意識を高め、計画に沿った取り組みを行っています。教職員の防犯に対する意識を高めるとともに、保護者の皆様にも、学校だより、保護者会などで、子どもの安全管理については折に触れお願いしています。また、小学校へ入学する際には、楽しく学校生活を送るためにと項目を設けてより具体的に防犯対策についてのお願いをしています。

さて、議員さんのご質問にあります今回のような不審者に対する手だてですが、学校では、ここにあります学校危機管理マニュアル、今のようなケースについては、ここに2ページを割いて記載されております。これに従って迅速な対応に努めています。

まずは、正確な情報を収集し家庭訪問などをします。それをもとに、電話、メールまたは文書で、保護者、PTA、警察など関係機関へ緊急連絡及び協力を依頼します。そして、ある程度の収束を得たところで、原因の究明と予防対策などについて再考し、再発防止に努めております。

これらは正確に、そして迅速に行われることが肝要で、当然のことですが、子どもたちが不利益をこうむることが決してないようにしなければなりません。関連機関との情報の共有、公開には慎重を期しながら、その都度、関係者で協議を重ねて実施しております。

想定外の事案が多々発生する昨今、危機管理にこれでよいということはありません。議員さんのご質問の中にありますように、地域の安全を守るためには地域の目が重要であることはそのとおりだと思っております。現に、下校を見守ってもらっている寿会の皆さん、巡視パトロールの皆さん、登下校時の危険箇所を指摘してくださる皆さんなど、地域住民の皆さんの温かい目の中で子どもたちは育っており、教育長として村民の皆様には大変感謝しております。

今後も、もしものときの緊急事態には、地域の皆さんの情報提供などにより子どもたちの安全が確実に保たれるよう、さらに危機管理の徹底を図っていくことをお約束し、答弁とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 田村議員さんのゾーン30についてのご質問にお答えします。

ゾーン30とは、自動車事故抑止のため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区域を指定し、その区域での最高速度を時速30キロに制限する交通規制であります。

これは、1990年ごろよりヨーロッパの都市部を中心に導入されておりますが、日本では平成23年9月、警察庁が全国の警察本部等へ通達を出しまして、平成28年度末までに3,000カ所の指定と整備を目指しているところでございます。

県内では、議員がおっしゃったとおり、平成27年末現在で19カ所、上市警察署管内では立山町で1カ所指定されております。

田村議員がご指摘のとおり、本村でも、高速で団地内を通り抜けていく自動車に対する交通安全対策を講じてほしいという要望が2つの自治会から出されております。

ゾーン30は、この要望に対する対策としては有効であると認識をしているところでございます。しかしながら、ゾーン30では、ゾーン内での最高速度30キロの区域規制、路側帯の設置・拡幅と道路中央線の抹消を前提としており、最終的には道路が1車線化されることで地域住民の生活に大きな影響を与えることとなりますので、ゾーン内の全ての住民の方々の合意形成が必要となります。

また、区域規制標識及びゾーン専用のシンボルマーク入りの看板や路面標示を設置しゾーンの入り口を明確化する必要もあり、財政的にも負担となってまいります。議員がおっしゃったとおり、国の補助金がありますものの、その対象は交通量、交通事故死傷率によって定められており、残念ながら本村の場合は対象外となります。

これらのことから、現段階においてはゾーン30の推進については困難であると言わざるを得ません。しかし一方では、生活道路安全対策にとっては有効な手段でございますので、今後、上市警察署をはじめ関連機関と情報連携しながら調査研究を進め、安全・安心なまちづくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁いたします。